

審査書案とこれまで原子力専門有識者会合で説明してきた解説版資料との関係（別紙）

（審査書案目次）	（解説版）	（資料リンク）
I はじめに		
II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	－	
III 設計基準対象施設		
III－1 地震による損傷の防止（第4条関係）		
III－1. 1 基準地震動	○	敷地の地質・地質構造について 基準地震動について
III－1. 2 周辺斜面の安定性	○	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
III－1. 3 耐震設計方針	○	耐震設計方針について
III－2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係）	○	敷地の地質・地質構造について 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
III－3 津波による損傷の防止（第5条関係）		
III－3. 1 基準津波	○	基準津波について
III－3. 2 耐津波設計方針	○	耐津波設計方針について
III－4 外部からの衝撃による損傷の防止（第6条関係）		
III－4. 1 外部事象の抽出	○	設計基準対象施設について（P5）
III－4. 2 外部事象に対する設計方針		
III－4. 2. 1 竜巻に対する設計方針	○	設計基準対象施設について（P7）
III－4. 2. 2 火山の影響に対する設計方針	○	火山影響評価について 設計基準対象施設について（P6）
III－4. 2. 3 外部火災に対する設計方針	○	設計基準対象施設について（P8、11）
III－4. 2. 4 その他自然現象に対する設計方針	○	設計基準対象施設について（P9）
III－4. 2. 5 その他人為事象に対する設計方針	○	設計基準対象施設について（P10、12、13）
III－4. 3 自然現象の組合せ	－	
III－4. 4 大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象に対する重要安全施設への考慮	－	
III－5 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）	－	
III－6 火災による損傷の防止（第8条関係）	○	設計基準対象施設について（P14～16）
III－7 溢水による損傷の防止等（第9条関係）	○	設計基準対象施設について（P17～18）
III－8 誤操作の防止（操作の容易性）（第10条関係）	○	設計基準対象施設について（P24）
III－9 安全避難通路等（第11条関係）	－	
III－10 安全施設（第12条関係）	○	設計基準対象施設について（P22ほか）
III－11 全交流動力電源喪失対策設備（第14条関係）	○	設計基準対象施設について（P21）
III－12 炉心等（第15条関係）	－	
III－13 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（第16条関係）	○	設計基準対象施設について（P23）
III－14 原子炉冷却材圧力バウンダリ（第17条関係）	－	
III－15 安全保護回路（第24条関係）	－	
III－16 放射性廃棄物の処理施設（第27条関係）	－	
III－17 保安電源設備（第33条関係）	○	設計基準対象施設について（P19～20）
IV 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力		
IV－1 重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）	○	重大事故等対処施設について
IV－1. 1 事故の想定	○	重大事故等対処施設について（P12）
IV－1. 2 有効性評価の結果		
IV－1. 2. 1 炉心損傷防止対策		
IV－1. 2. 1. 1 2次冷却系からの除熱機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 2 全交流動力電源喪失	○	重大事故等対処施設について（P13）
IV－1. 2. 1. 3 原子炉補機冷却機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 4 原子炉格納容器の除熱機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 5 原子炉停止機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 6 ECCS 注水機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 7 ECCS 再循環機能喪失	－	
IV－1. 2. 1. 8 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損）	－	

(審査書案目次)	(解説版)	(資料リンク)
IV－1． 2． 2 格納容器破損防止対策		
IV－1． 2． 2． 1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	○	重大事故等対処施設について（P14）
IV－1． 2． 2． 2 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	－	
IV－1． 2． 2． 3 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	－	
IV－1． 2． 2． 4 原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	－	
IV－1． 2． 2． 5 水素燃焼	－	
IV－1． 2． 2． 6 溶融炉心・コンクリート相互作用	－	
IV－1． 2． 3 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策		
IV－1． 2． 3． 1 想定事故1	－	
IV－1． 2． 3． 2 想定事故2	－	
IV－1． 2． 4 運転停止中の原子炉の燃料損傷防止対策		
IV－1． 2． 4． 1 崩壊熱除去機能喪失	－	
IV－1． 2． 4． 2 全交流動力電源喪失	－	
IV－1． 2． 4． 3 原子炉冷却材の流出	－	
IV－1． 2． 4． 4 反応度の誤投入	－	
IV－1． 2． 5 有効性評価に用いた解析コード	－	
IV－2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1． 0 関係）	○	重大事故等対処施設について（P10～11）
IV－3 重大事故等対処施設に対する共通の要求事項（第3 8条～第4 1条及び第4 3条関係）		
IV－3． 1 重大事故等対処施設の地盤（第3 8条関係）	○	敷地の地質・地質構造について 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
IV－3． 2 地震による損傷の防止（第3 9条関係）	○	敷地の地質・地質構造について 耐震設計方針について 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
IV－3． 3 津波による損傷の防止（第4 0条関係）	○	耐津波設計方針について
IV－3． 4 火災による損傷の防止（第4 1条関係）	○	設計基準対象施設について（P14～16）
IV－3． 5 重大事故等対処設備（第4 3条関係）	－	
IV－4 重大事故等対処設備及び手順等		
IV－4． 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等（第4 4条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 関係）	○	重大事故等対処施設について（P4）
IV－4． 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び手順等（第4 5条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 2 関係）	○	重大事故等対処施設について（P5）
IV－4． 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備及び手順等（第4 6条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 3 関係）	○	重大事故等対処施設について（P5）
IV－4． 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び手順等（第4 7条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 4 関係）	○	重大事故等対処施設について（P5）
IV－4． 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順等（第4 8条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 5 関係）	－	
IV－4． 6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備及び手順等（第4 9条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 6 関係）	○	重大事故等対処施設について（P6）
IV－4． 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等（第5 0条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 7 関係）	○	重大事故等対処施設について（P6）
IV－4． 8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び手順等（第5 1条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 8 関係）	○	重大事故等対処施設について（P6）
IV－4． 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備及び手順等（第5 2条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 9 関係）	○	重大事故等対処施設について（P7）
IV－4． 1 0 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備及び手順等（第5 3条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 0 関係）	－	
IV－4． 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等（第5 4条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 1 関係）	－	
IV－4． 1 2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等（第5 5条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 2 関係）	○	重大事故等対処施設について（P8）
IV－4． 1 3 重大事故等時に必要となる水源並びに水の供給設備及び手順等（第5 6条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 3 関係）	○	重大事故等対処施設について（P5～6）
IV－4． 1 4 電源設備及び電源の確保に関する手順等（第5 7条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 4 関係）	○	重大事故等対処施設について（P9）
IV－4． 1 5 計装設備及びその手順等（第5 8条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 5 関係）	－	
IV－4． 1 6 原子炉制御室及びその居住性に関する手順等（第2 6条、第5 9条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 6 関係）	－	
IV－4． 1 7 監視測定設備及び監視測定等に関する手順等（第3 1条、第6 0条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 7 関係）	－	
IV－4． 1 8 緊急時対策所及びその居住性に関する手順等（第3 4条、第6 1条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 8 関係）	○	設計基準対象施設について（P25）
IV－4． 1 9 通信連絡を行うために必要な設備及び通信連絡に関する手順等（第3 5条、第6 2条及び重大事故等防止技術的能力基準1． 1 9 関係）	－	
V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応	－	
VI 審査結果		

【凡例】 ○：解説版に記載のある項目
－：解説版に記載のない項目
（斜線）：目次的な章など